

世田谷区 失語症者向け 意思疎通支援事業 ご案内



「失語症者向け意思疎通支援者」とは
失語症のある人の「伝えられない」「理解できない」
場面等で、コミュニケーションを支援する人です



支援者を派遣できる場面



会合や会議等の場

内容の理解や発言時の支援



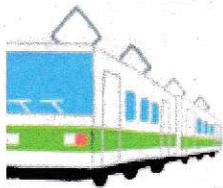
公共施設の利用時

窓口での応答支援



病院や薬局など

医師や薬剤師との応答支援
問診票記入等の支援



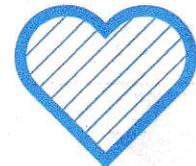
公共交通機関の利用

放送アナウンス、経路等の
理解を支援



買い物の場

店員さんとの対応支援



その他、世田谷区長が
「適当」と認めるもの

●利用できる方は？	世田谷区在住で、「失語症」があることが確認できる方。
●利用料は？	無料。ただし、外出同行時にかかる交通費、入場料等（意思疎通支援者分を含む）は自己負担です。
●利用できる時間は？	原則 平日 8:30～17:15 1日最大連続6時間まで。
●利用の申込方法は？	利用には登録が必要です。下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

世田谷区保健センター 専門相談課
☎ 03-6265-7546

●利用された方々の声

病院支援

★今までは、先生に質問したいことや伝えたいことを諦めることが多かったが、支援者がいることで、初めて伝えることができ、不安が解消された。薬も変更してもらえた。

★先生の話をつわりやすく書いてくれるので、初めて理解できた。書いたメモも渡されるので、後から見返すこともでき助かっている。



★支援者の支援を見ることで、先生の話し方が少しゆっくりになって嬉しかった。

手続き支援

携帯電話の契約変更をしたく、手続きの支援をお願いした。複雑な話を理解できるように説明してもらい、自分で納得できるプランを選択できた。一人では絶対無理！支援者には感謝しかない。

公共交通機関の利用支援

区外の病院を紹介されたが、乗り換えや、困った時に尋ねられないし諦めようと思った。でも、支援者が同行してくれたことで、無事に受診できた。道中も、次回からは一人でいけるように、メモを書いてもらいとても助かった。

●利用登録・派遣までの流れ

登録方法

派遣方法

